三　埋設を行うことによって、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる放射性物質の種類ごとの総放射能量を超えないこと。

四　［略］

五　廃棄物埋設地は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる方法に従って埋め戻すこと。

第八条から第十条まで　削除

（放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第十一条　法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置（以下「放射性廃棄物等」という。）に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステム

［2・3　略］

（放射性廃棄物等の技術上の基準）

第十二条　法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　当該廃棄体が次に定めるとおりであること。

イ　［略］

ロ　放射能濃度が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる最大放射能濃度を超えないこと。

［ハ～ヘ　略］

［条を削る。］

（第一種廃棄物埋設確認証）

第十三条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第五条第一項又は第十一条第一項の規定による申請に係る第一種廃棄物埋設施設等又は放射性廃棄物等が第七条又は前条の技術上の基準に適合していることについて確認（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）をしたときは、第一種廃棄物埋設確認証を交付する。

三　埋設を行うことによって、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、許可申請書等に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能量を超えないこと。

四　［同上］

五　廃棄物埋設地は、許可申請書等に記載した方法に従って埋め戻すこと。

第八条　削除

（第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）

第九条　原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第十条　削除

（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第十一条　法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

［2・3　同上］

（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）

第十二条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

［ハ～ヘ　同上］

（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）

第十二条の二　原子力規制委員会は、第十一条第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

（確認証の交付）

第十三条　原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）をしたときは、確認証を交付する。